

生駒市における特殊建築物に係る定期報告書の提出時期（用途別）

台帳種別	用途	報告の時期	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
A	学校・体育館	平成26年から起算して3年ごと		○			○			○			○	
B	病院・診療所又は就寝用途の児童福祉施設等	平成20年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	児童福祉施設等(就寝用途を除く)	平成20年から起算して2年ごと				○		○		○		○		○
C	劇場等	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	百貨店等(1,000㎡未満) ※1	平成20年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	百貨店等(1,000㎡以上) ※1	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	ホテル又は旅館(1,000㎡未満)	平成20年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	ホテル又は旅館(1,000㎡以上)	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F	サービス付き高齢者向け住宅・グループホーム	平成21年から起算して3年ごと				○		○			○			○
	上記以外の下宿・共同住宅・寄宿舎(1,000㎡以上)	平成21年から起算して3年ごと			○			○			○			○
G	博物館等	平成21年から起算して3年ごと			○			○			○			○
H	事務所等(階数が5以上で1,000㎡以上)	平成21年から起算して3年ごと			○			○			○			○

※1 Dの一部(キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店)については、平成28年度より特殊建築物・建築設備とも報告対象とする。